

焼津市告示第 270 号

焼津市地域密着型サービス等の指定に係る同意に関する基本方針を次のように定める。

令和 2 年 8 月 28 日

焼津市長 中野 弘道

焼津市地域密着型サービス等の指定に係る同意に関する基本方針

(目的)

第 1 条 この基本方針は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条の 2 第 4 項第 4 号及び第 115 条の 12 第 2 項第 4 号に規定する同意（以下「同意」という。）に係る基準を定めることにより、地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業の適正な運営と利用に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所 指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所のことをいう。

(2) 定員等 事業所の提供するサービスの種別に応じて、次の各号に掲げるものをいう。

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護 契約者数

イ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護 登録者数

ウ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 利用定員
(同意を求める基準)

第 3 条 市長は、本市を保険者とする被保険者（以下「本市被保険者」という。）が市外に所在する事業所（以下「市外事業所」という。）の利用を希望するときは、当該本市被保険者から提出される申立書（第 1 号様式）に基づき、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り事業所の所在する市町村に対し、指定に係る同意を求めるものとする。

(1) 市外事業所の定員等に空きがあり、当該市外事業所が本市被保険者の受入れを認めているとき。

(2) 本市被保険者が次のいずれかに該当するとき。

ア 利用を希望する事業所と同種のサービスを提供する事業所が市内に存在しない場

合

イ 地域密着型介護老人施設の利用を希望する場合において、市内の事業所に定員等の空きがないことにより、利用申し込み後、一定の期間にわたり利用できない状況で、かつ、次のいずれかに該当するとき。

(ア) 本市被保険者が要介護4で、次のいずれかに該当する場合

- a ひとり暮らしであって、介護者がいないとき。
- b 介護者が要介護、要支援状態若しくは高齢又は疾病若しくは障害により、在宅での介護が困難なとき。

(イ) 本市被保険者が要介護5で、次のいずれかに該当する場合

- a ひとり暮らしであって、介護者がいないとき。
- b ひとり暮らしであって、介護者がいるが、日常的に介護を受けることが困難なとき。
- c 介護者が要介護、要支援状態若しくは高齢又は疾病若しくは障害により、在宅での介護が困難なとき。
- d 介護者が複数人の介護、就労又は育児をしているため、在宅での介護が困難なとき。

ウ 市内に所在する事業所（以下「市内事業所」という。）よりも利用を希望する市外事業所の方が自宅から近く、かつ、生活圏内であると認められる場合。ただし、地域密着型介護老人福祉施設を除く。

エ 災害又は虐待の恐れ等のやむを得ない理由により、一時的に住民票を移さず市外に居住する必要がある、かつ、本市被保険者の心身状況から市外事業所を利用する必要があるとき。

オ 利用しようとするサービスが、介護保険制度の改正（以下「制度改正」という。）に伴い地域密着型サービスに位置づけられたサービスであって、制度改正前から引き続き利用しているものであるとき。

カ その他市長が特にやむを得ないと認めるとき。

（同意する基準）

第4条 市長は、他市町村長から市内事業所の指定に係る同意を求められた場合において、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすときに限り、同意をするものとする。

(1) 市内事業所の定員等に空きがあり、当該事業所が本市被保険者でない者（本市に所在する法第13条の住所地特例対象施設に入所又は入居している他市町村の被保険者を除く。以下「他市被保険者」という。）の受入れを認めている場合で、当該同意申請に係る地域密着型サービスの利用を希望する者を含め、他市被保険者の割合が定員等のおおむね2割以内であるとき。

(2) 他市被保険者が次のいずれかに該当するとき。

ア 本市に隣接する市町の介護保険の被保険者であって、市内事業所の利用を希望する場合において、当該市町に所在する事業所の定員等に空きがない、若しくは当該市町に所在する事業所より市内事業所の方が自宅から近く、かつ生活圏内であると

認められる場合又は利用しようとする同種のサービスを提供する事業所が当該市町に存在しないとき。

イ 災害又は虐待の恐れ等のやむを得ない理由により、一時的に住民票を移さず本市に居所を有し、かつ、他市被保険者の心身状況から市内事業所を利用する必要があるとき。

ウ 利用しようとするサービスが、制度改正に伴い地域密着型サービスに位置づけられたサービスであって、制度改正前から引き続き利用しているものであるとき。

エ その他市長が特にやむを得ないと認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当するときは、当該市町村長に同意しないことができる。

(1) 対象の市内事業所が開設から3か月を経過していないとき。

(2) 前項の規定による同意を行うことにより、本市の市民の利用機会を損ねると市長が認めるとき。

(その他)

第5条 この基本方針に定めるもののほか、地域密着型サービス等の指定に係る同意に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。